

公の施設(指定管理者施設)のあり方検討調査表

施設名	愛媛県生活文化センター
-----	-------------

1. 施設の概要

所在地	松山市北持田町139番地2	所管課	文化振興課
設置年月	昭和51年2月 (施設設置後 33 年 2 月 経過(平成21年4月1日時点))		
指定管理者名	株式会社ウイン	県の出資額 (出資割合)	0 千円 (0.0 %)
施設の内容	大広間(152畳(300人収容))、第1研修室(100人)、第2研修室(80人:ダンス・会議等多目的に利用)、第3研修室(20人)、調理研修室(30人)、和室(8室)、茶室(別棟 8畳 4畳)等 駐車場(乗用車52台)		
	施設の規模・構造等	(敷地面積) 2,414.84 m ² (延床面積) 2,458.70 m ² (構造) 鉄筋コンクリート造 一部地下1階 地上3階	
	入居する機関・団体名		

2. 施設設置の経緯等

施設設置の経緯	<p>生活文化センター建設当時は、昭和30年代から40年代の高度成長期、昭和46年のニクソンショック、昭和48年の石油ショックを経て、安定成長へ移行する時期に当たり、経済の成長は生活の向上をもたらしたが、過疎過密、インフレ、公害、環境破壊等の弊害を生み、社会不安が増大した。</p> <p>また、週休2日制の進展による余暇時間の増加は、余暇の過ごし方を休息ではなく積極的な活用へと変化させ、県民意識においても、生活の質を望む傾向や、コミュニティ・サークル活動など新たな生きがい志向が見られるようになり、県は、生活の豊かさの上に生活の潤いを求める文化振興政策を展開していった。</p> <p>こうした社会経済情勢の中、生活文化センターは、「愛媛文化懇談会」等から各種文化活動の研修施設を設置してほしい旨の要望を受けて、県民の文化意識を高め、心豊かな県民性を養うため、茶道・華道・俳句・川柳・吟詠・民謡・舞踊・料理等県民生活文化に密着した文化活動に幅広く県民が利用できる施設として建設することとなったものである。</p> <p>「愛媛文化懇談会」：昭和46年7月に県が設置した懇談会で、文芸・音楽・美術・生活・歴史・文化財の6部門、76名の委員で組織され、豊かな県民性によって培われた数々の郷土文化を再発見し、時代の要請に応じて芸術文化の創造と進展を図り、これを県民生活のなかに定着させ、県内外に紹介するなどの具体的方策を検討するもの。</p> <p>生活文化センターの設置場所としては、市街地に近く閑静な立地条件であることを理由として、城南荘(地方職員共済組合宿泊施設)跡を選定し、施設の具体的な内容については、昭和49年2月に、県学識経験者、報道関係者等を構成員として設置された「愛媛県生活文化センター建設委員会」において検討が進められ、昭和50年3月着工、51年1月に完成し、51年2月1日開館した。</p>	
根拠法令等 又は関連する 計画・構想等		
施設設置に係る 総事業費	379,888 千円	

3. 施設の目的及び効果等

<p>施設設置の目的等 (手段と意図)</p>	<p><u>手段(どうすることにより・何を提供することにより)</u></p> <p>茶道 華道 俳句 川柳 吟詠 民謡 舞踊 料理 その他生活文化活動を目的とする行事または集会の場所を提供する。</p> <p><u>意図(どのような状態にしたいのか)</u></p> <p>県民の文化活動への参加を促進し、県民の豊かな心を育て、生活に潤いをもたらす。</p>
<p>施設設置の効果</p>	<p>生活文化センターは、平成19年度実績で、延べ1,601団体、102,754人の利用がある。</p> <p>利用内容としては、茶道 華道 詩吟 俳句 書道 琴 タンス 郷土芸能 手芸 健康体操 料理 囲碁 将棋等多岐に亘っており、各種生活文化活動グループの交流、練習、研修等の場として使用されており、県民の文化活動への参加が促進されている。</p>

4. 施設を取り巻く環境の変化

<p>施設設置当初と比べた環境の変化</p>	<p>施設建設時は、生活文化センターのような生活・文化の振興を目的とする、和室を多く取り入れた大規模な施設はなく、県民の生活文化の向上発展に資する画期的な施設であったが、施設設置後33年を経過し、松山市内に県市による貸館機能を持つ施設が整備されている。これらの施設の中には、生活文化の振興が主たる目的でないものも含まれるが、貸館機能という点だけに着目すれば、一部の代替機能を有する施設が増加している状況にある。</p> <p>一方、地方自治法の改正で、公共施設の管理運営を民間に行わせる指定管理者制度が創設され、平成18年度から生活文化センターでも導入しており、民間のノウハウを活用した効率的な管理運営が図られ、施設の管理運営費の節約、利用者数の増加に成果をあげている。(平成17年度:約8万3千人、平成20年度:約11万3千人)</p> <p>これは指定管理者の営業努力によるところが大きい。代替施設が増加する中において利用者数が増加していることは、県民の生活文化センターに対する相当の需要があり、生活文化の拠点施設としての機能を発揮していると言える。</p>
<p>今後予想される環境変化</p>	<p>類似: 代替施設を増減、県民意識の変化等、生活文化センターを取り巻く環境が急激に変化する可能性は少ないと考えられる。</p> <p>生活文化センターについては、中心市街地に近く立地条件に恵まれていること及び無料駐車場を有することから、今後も同程度の利用があると見込まれるが、施設そのものが33年を経過して老朽化しており、将来、利用に何らかの影響を与えることも考えられる。</p>

5. 施設の利用状況

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度(見込)	参考事項												
利用者数の推移 (人)	83,203	92,670	102,754	113,185	120,000													
利用料金収入の推移 (千円)	11,256	12,859	14,109	15,318	14,926													
施設の内容 の 利用 率 (19年度実績ベース)	施設の内容		年間利用率等		左記利用率等の算出方法等													
	和室平均(8室)		53.8%		施設利用日数(午前+午後+夜間)(/部屋数) / 年間開所日数(午前+午後+夜間) (1372 + 1717 + 989) / 8 / (316 + 316 + 316)													
茶室		66.2%		(203 + 283 + 142) / (316 + 316 + 316)														
第1研修室		28.9%		(95 + 141 + 38) / (316 + 316 + 316)														
第2研修室		51.5%		(215 + 168 + 105) / (316 + 316 + 316)														
第3研修室		48.0%		(136 + 235 + 84) / (316 + 316 + 316)														
調理研修室		33.0%		(116 + 102 + 95) / (316 + 316 + 316)														
大広間		21.3%		(103 + 77 + 22) / (316 + 316 + 316)														
利用の傾向等	「施設の設定目的に対する実際の利用状況」の視点																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>目的内</th> <th>目的外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割合</td> <td>約 89 %</td> <td>約 11 %</td> </tr> </tbody> </table> <p>・生活文化に属する活動内容(茶道 華道 詩吟 俳句 書道 琴 ダンス 郷土芸能 手芸 健康体操 料理 囲碁 将棋等)とそれ以外(企業研修会 講演会)で分類</p>							目的内	目的外	割合	約 89 %	約 11 %						
	目的内	目的外																
割合	約 89 %	約 11 %																
利用の傾向等	「特定の地域や団体等への偏り」の有無の視点																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">県内</th> <th rowspan="2">県外</th> </tr> <tr> <th>東予</th> <th>中予</th> <th>南予</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割合</td> <td>約 1 %</td> <td>約 95 %</td> <td>約 3 %</td> <td>約 1 %</td> </tr> </tbody> </table> <p>・登録団体の住所(団体所在地 代表者住所等)を元に、各団体の延べ利用日数の割合を算定。中予の団体は、毎週や毎月定期的に利用している団体が多い。</p>							県内			県外	東予	中予	南予	割合	約 1 %	約 95 %	約 3 %
	県内			県外														
	東予	中予	南予															
割合	約 1 %	約 95 %	約 3 %	約 1 %														

6. 行政サービス水準の確認

他県（中四国各県）における同種又は類似の施設設置状況	県名	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	高知
	県立の同種又は類似施設の有無	有	有	有	有	有	有	有	有
	施設名 (有の場合)	鳥取県立県民文化会館 鳥取県立倉吉未来中心	島根県立島根県民会館 島根県立いづみ芸術劇場	岡山県天神山文化プラザ おかやま日銀ホール	広島県立文化芸術ホール 広島県民文化センター 広島県民文化センターふくやま	山口県民文化ホール 山口県芸術村 山口県民芸術文化ホールなかと	徳島県郷土文化会館 徳島県立21世紀館	香川県県民ホール	高知県立県民文化ホール
		管理運営体制 (直営・指定管理)	指定管理	指定管理	指定管理	指定管理	指定管理	指定管理	指定管理
参考事項	他県の類似施設として、文化振興目的の貸館機能を有する施設を挙げており、ホール及び会議室が主な内容となっている。								
県内の類似・代替施設等の設置等の状況	県立施設等			市町立施設等			民間施設等		
	愛媛県県民文化会館 ・和室 ・会議室 ・多目的室(体育室) ・大広間 ・茶室(茶道用和室) 愛媛県女性総合センター ・和室 ・会議室 ・多目的室(体育室) ・茶室(茶道用和室)			松山市総合コミュニティセンター ・和室 ・会議室 ・多目的室(体育室) ・茶室(茶道用和室) 松山市民会館 ・和室 ・会議室 ・多目的室(体育室) 松山市男女共同参画推進センター ・和室 ・会議室 ・多目的室(体育室) ・調理室 松山市総合福祉センター ・和室 ・会議室 ・多目的室(体育室) ・調理室 ・茶室(茶道用和室) 松山城二之丸史跡庭園 ・和室 ・茶室(茶道用和室)			民間のホテル、旅館 ・和室 ・会議室 ・大広間		
上記内容を踏まえた上での現在の行政サービス水準に関する考察	<p>他県における文化施設としては、コンサート、演劇、シンポジウム等が開催できるホールを主たる機能とし、多目的室、会議室等が加わった内容のものが整備されている。また、複数の文化施設を有する県も多く、和室を有する施設もあるが、生活文化センターのような和室スペースを多く取り入れた文化施設は整備されていないようである。</p> <p>これは、茶道、華道、俳句、川柳、吟詠、民謡、舞踊等の日本古来の文化を対象として研修・活動の場を提供しようとした、本県の建設当時の政策上の要因と考えられる。</p> <p>県内の類似・代替施設については、生活文化センター設置後33年を経過する間に県立・市立の公共施設が整備され、貸館機能という点だけに着目すれば、必ずしも文化振興目的でないが、同様の利用が可能な施設が存在する。</p> <p>しかしながら、生活文化センターは、閑静な住宅街に位置し、施設内に日本庭園が整備されているなど、恵まれた環境条件の中で日本伝統文化の研修・活動ができる総合的な施設であり、他施設では代替できない要素があることに注目すべきであると考えられる。</p> <p>また、中心市街地に近いという立地条件や無料駐車場を有するという優位性もあって、平成20年度には11万3千人に上る利用実績があり、利用者数は年々増加傾向にある。</p> <p>こうしたことから、生活文化センターが提供する行政サービスに対する県民の需要は増大しつつあり、多様な文化活動の欲求を満たすための拠点施設として、大きな期待が寄せられていると思われる。</p>								

7. 施設の運営コスト

区分	施設の管理運営に要した経費 合計		左記の積算	
	(施設設置～) H16まで	約	592,934 千円	(平均的な 年間経費) 約
年度	委託料(千円)	その他、施設の管理運営に要する費用		
		合計金額(千円)	左記の内訳及び項目ごとの金額(千円)	
H17 (予算額)	18,737	60	火災保険料等	60
H18 (協定額)	14,885	52	火災保険料等	52
H19 (協定額)	14,141	52	火災保険料等	52
H20 (協定額)	13,397	52	火災保険料等	52

8. 施設が廃止された場合(「“県立”でなくなった場合」を含む)の県民生活への影響

<p>【施設が廃止された場合】 生活文化センターは年間11万人を超える利用があるが、廃止された場合、他の県立、市立の貸館機能を有する施設に活動の場を移転していただくことになり、大きな混乱が予想される。 また、生活文化センターは閑静な住宅街に位置し、騒音の少ない落ち着いた雰囲気があること、敷地内に日本庭園を整備しており、風情のある環境が整っていること、及び駐車場が無料であることが、利用者に好評であり、機能面以外で失われる要素があることや負担が増加することについて、利用者の反発を招くおそれがある。</p> <p>【県立でなくなった場合】 松山市が運営し同様のサービスを継続できるのであれば、県民生活への影響は少ないが、類似・代替機能を有する施設に加えて、生活文化センターの譲渡を受け入れる可能性は低いと考えられる。 民間に譲渡した場合、現在の料金では施設の維持管理ができないため、利用料金の大幅値上げを行わざるを得ず、県民の負担が増大する。</p>

9. 施設の見直しに当たっての課題等

<p>生活文化センター敷地内に、茶道団体の「淡交会 松山支部」から建築費の寄附を受けて、平成元年に建築した茶室等があり、施設の見直しに当たっては、同団体と協議する必要がある。</p>
